

令和4年度 安曇野市 店舗・住宅に関する助成制度等のご案内

安曇野暮らしのための支援制度をご活用ください！！

自然環境に配慮した暮らしの支援や、市民のみなさんの安全・安心な暮らしの支援のため、住宅関連のさまざまな補助制度を実施しています。



空家・空き店舗を活用したい方を支援します！

安曇野市へ移住したい

- ☞ 移住促進空家改修事業補助金

安曇野市にある空家を片付けたい・改修したい・解体したい

- ☞ 空家整備流通促進事業補助金

①片付け清掃補助 ②貸家リフォーム補助 ③空家解体補助

安曇野市にある空き店舗を活用したい

- ☞ 空き店舗等改修支援事業補助金

環境や家計に優しい生活を支援します！

自然・生活環境を保全したい

- ☞ 下水道接続促進補助金
- ☞ 合併処理浄化槽設置事業
- ☞ 住宅用太陽光発電システム設置補助金

資源を循環させ、家計の節約にもつなげたい

- ☞ 住宅用雨水貯留施設設置補助金
- ☞ 生ごみ処理機器等購入費補助金
- ☞ 草木粉碎機購入補助金

安全・安心な暮らしを支援します！

居住環境を改善し、日常生活の利便性を向上したい

- ☞ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業
- ☞ 身体障害者住宅等整備事業

地震災害に備えたい

- ☞ 住宅耐震改修促進事業

緑化を推進し、緑豊かな心安らぐ景観を育てたい

- ☞ 緑化推進記念樹等交付
- ☞ 生垣設置等補助金 (+ブロック塀撤去補助金)



助成制度には、それぞれ条件があります。

詳細は、次のページをご覧ください ☞

助成制度のご案内

申請の際には、必ず補助金交付要綱をご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
移住推進空家改修事業補助金	市の空き家バンクに登録してある物件を購入し、改修してそこに10年以上居住する移住者※1	空家の改修工事費用	改修費用の3分の2 (千円未満切り捨て：上限80万円)	⑥ 移住定住推進課 空家活用係
空家整備流通促進事業補助金	◆片付け清掃補助 市内の空家となっている建物の所有者	空家の荷物の片付け、庭木の伐採、ハウスクリーニング等の費用※2	片付け等費用の3分の1 (千円未満切り捨て：上限10万円)	
	◆貸家リフォーム補助 市内の空家となっている建物の所有者	空家の改修工事費用※3	改修工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て：上限40万円)	
	◆空家解体補助 市内の空家となっている建物又はその敷地の所有者	空家の解体工事費用※4	解体工事費用の3分の1 (千円未満切り捨て：上限50万円) ※5	
空き店舗等改修支援事業補助金	市内に店舗を有していない者又は市内に有する店舗を引き続き使用する者であって、新たに空き店舗等を所有又は賃借し事業に活用する者※6	事業開始のために、市内施工業者が施工する空き店舗等の改修工事及び付帯施設の設置に要する経費 (消費税、設計監理委託料及び備品購入費を除く)	対象経費の10分の3 (上限50万円)	⑨ 商工労政課 商工労政担当

※1 令和2年6月1日以降に安曇野市へ転入した方に限ります。

※2 空家を片付けた後に市の空き家バンクに登録することが条件となります。

※3 工事後に市の空き家バンクに賃貸住宅として5年間登録することが条件となります。

※4 解体後の敷地を、不動産業者を通じて売却することが条件となります。

※5 特定の条件を満たす場合、要件や補助額が異なります。詳細はお問い合わせください。

※6 その他事業実施に係る要件があります。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
下水道接続促進補助金	・排水区域内で排水設備工事（新築又は建替えを除く。）を行う方 ・同一世帯の住民税（市民税・県民税）の合計税額が5万円以下の世帯の方	下水道等へ接続するための工事費用	対象工事費の1割以内 (上限10万円)	③ 下水道課 下水道担当
合併処理浄化槽設置事業	補助対象区域において ・専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽が新たに設置された専用住宅を購入する方 ※既設合併処理浄化槽を更新する場合は除く	合併処理浄化槽の設置費用	地域・規模（処理対象人員）に応じて設置費用の一部を定額補助	
住宅用太陽光発電システム設置補助金	・自らが居住するための住宅※7に対象システムを設置する方 ・申請年度の指定する日までに対象システムの設置と電力会社との電灯契約等が完了する方	住宅用太陽光発電システム設置費用※8	1kWあたり2万円×太陽電池の公称最大出力値 (上限10万円)	④ 環境課 環境政策担当
住宅用雨水貯留施設設置補助金	自らが居住するための住宅に雨水貯留施設を設置する方	雨水貯留施設の設置に要する費用	対象経費の2分の1以内 ・100ℓ以上500ℓ未満の場合 (上限2万5千円) ・500ℓ以上、または合併浄化槽等から転用する場合 (上限5万円)	
生ごみ処理機器等購入費補助金	生ごみを減量化する目的のため購入する方（事業所、店舗を含む）	生ごみ処理機購入費（1世帯又は1事業所あたり1基）※9	購入費の2分の1 (上限3万円)	⑤ 環境課 環境保全係
		生ごみ処理容器購入費（1世帯又は1事業所あたり2基まで）※9	購入費の3分の2 (1基につき上限3千円)	
草木粉碎機購入補助金	草木を減量化する目的のため粉碎機を購入する方（事業所、店舗を含む）	草木粉碎機購入費（1世帯又は1事業所あたり1基）※9	購入費の2分の1 (上限1万円)	

※7 住宅に、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものも含まれます。

※8 住宅の屋根等に設置した低圧配電線と逆潮流有りて連結し、かつ、太陽電池の公称最大出力値の合計値が10kW未満のシステムが対象です。

※9 補助金を受けてから5年以上経過し、当該装置が使用不能になった場合は、買換えに係る経費も対象となります。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	65歳以上の要介護、要支援の認定を受けている方で、住宅改修が必要な方。かつ、前年の同居する家族全員の住民税（市民税・県民税）の所得割が非課税の方（過去にこの要綱による補助金交付を受けている場合対象外）	段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどの工事の経費で改良により利便が図られるもの※10 改修着工後は対象外	対象工事費用の10分の9 (上限63万円)	① 高齢者介護課 長寿福祉係
身体障害者住宅等整備事業	・65歳未満の身体障害者又は65歳未満の障害者と生計を一にする方※11 ・前年の所得税額の合計が世帯全体で8万円以下	身体障害者の日常生活の利便性を目的とした住宅等の整備に関する工事費用 改修着工済後は対象外	対象工事費用の10分の9 (上限63万円) ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、63万円から当該交付額を減じた額	② 障がい者支援課 障がい福祉担当
住宅耐震改修促進事業	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有している方 ・所得制限が制限金額以下の方（給与所得のみの場合、収入金額1,442万円以下） ・その他の要件あり	・耐震診断費用 ・耐震設計費用 ・耐震改修費用	対象建築物が住宅の場合 【耐震診断】 ・木造在来工法 無料（市が実施） ・木造在来工法以外 3分の2以内（上限8万9千円） 【木造在来工法以外の耐震設計】 3分の2以内（上限20万円） 【耐震改修工事】 2分の1以内（上限100万円） (現地建替えも対象)	⑧ 建築住宅課 住宅係
緑化推進記念樹等交付	令和3年4月以降、市内に住宅を新築又は購入した方 ※申請期間：引渡しから1年以内	苗木、用土	記念樹2本	
生垣設置等補助金	市内の土地に生垣を設置したい方	生垣設置に必要な費用 (苗木、土、肥料、支柱に係る費用及び造園業者等への委託費用)	対象経費の2分の1以内 (上限5万円)	⑦ 建築住宅課 建築景観係
ブロック塀撤去補助金	上記の生垣設置補助を受ける方で、同時にブロック塀を撤去したい方	ブロック塀の撤去費用 (解体、運搬、処分費及び請負費用)	対象経費の2分の1以内 (上限15万円)	

※10 介護保険の住宅改修費の支給が優先されます。(併用可)

※11 障害の程度が4～6級の場合は、単身か、常時介護を受けることができない方に限ります。

申請・問い合わせ先

安曇野市役所
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
電話番号 0263-71-2000（代表）



課名	窓口	電話番号 FAX番号	電子メール
① 高齢者介護課 長寿福祉係	1階 12番窓口	Tel : 71-2254 Fax : 71-2328	cho-chojufukushi @city.azumino.nagano.jp
② 障がい者支援課 障がい福祉担当	1階 13番窓口	Tel : 71-2251 Fax : 71-2328	sha-shougai @city.azumino.nagano.jp
③ 下水道課 下水道担当	2階 3番窓口	Tel : 71-3182 Fax : 72-3176	gesuido @city.azumino.nagano.jp
④ 環境課 環境政策担当	2階 5番窓口	Tel : 71-2492 Fax : 72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑤ 環境課 環境保全係	2階 5番窓口	Tel : 71-2491 Fax : 72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑥ 移住定住推進課 空家活用係	2階 6番窓口	Tel : 71-2011 Fax : 72-3176	akiya @city.azumino.nagano.jp
⑦ 建築住宅課 建築景観係	2階 15番窓口	Tel : 71-2242 Fax : 72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp
⑧ 建築住宅課 住宅係	2階 15番窓口	Tel : 71-2245 Fax : 72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp
⑨ 商工労政課 商工労政担当	3階 3番窓口	Tel : 71-2042 Fax : 72-1340	shokorosei @city.azumino.nagano.jp